

平成23年10月14日

文化庁長官官房著作権課企画審議係御中

日本弁理士会
副会長 正林真之
著作権委員会
委員長 河野登夫

「図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめへの意見

1. 団体名：日本弁理士会

2. 住 所：〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会館

3. 電話番号：03-3519-2703

※事務局担当者 第2事業部業務国際課 大橋義治

4. 意 見：◆2・[1] 国会図書館からの送信サービスについて【1頁～5頁】

送信サービスについては、対象となる著作物の権利状態に応じて考えるべきである。

すなわち、著作権が期限切れとなっている書籍については、(2)で検討されている家庭等への送信について積極的に行ってよいと考える。保護期間が終了した著作物の利用は促進されるべきだからである。他方、著作権が存する書籍については、家庭等への送信は言うまでも無く、各地域の図書館への送信も慎重に検討すべきである。図書館が現在書籍を貸与することについての法的根拠は、著作権法38条4項の非営利目的かつ料金を徴収しない場合の権利制限によるものである。

一方、上演や伝達などその他の非営利目的権利制限を規定する38条に「公衆送信」が含まれていないことは、著作者の利益を害する程度が大きいためであると考えられる（中山p.275）。

すなわち、図書館が貸与権者の許諾無く無償で行うことができる趣旨は、行為主体が「図書館であるから」ではなく、「非営利・無料金かつ、著作者の利益を害する程度が少ないから」と考えられるからであり、業として公衆送信を行う事業者が現に存在し、その事業者が取り扱っている、または将来取り扱う蓋然性のある著作権が存する書籍についてまで、図書館が自由に公衆送信する形で取り扱えるようにすることは、著作者および著作権者の

利益を害するものであるといわざるを得ない。

さらに、著作権法31条1項3号において、図書館は、他の図書館のために複製について権利制限を享受する旨が記載されている。しかしながら、同号は「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物」についてのみ対象としており、同等の制限を設けた上で、著作権期限切れとなった書籍と同様に取り扱うことは検討の余地があるが、全ての書籍を図書館が公衆送信できる対象とすることは、同号がもうけられた趣旨からも慎重となるべきであると考えられる。

一方で、公貸権のような補償金請求権を貸与に導入することで、保護と利用のバランスを確保しようとする法を定めている国もあるが、日本においては、貸与において権利者と図書館の合意が取れていない以上、公衆送信についても言うまでも無く将来的な検討が必要である。